

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

案要綱

1 改正の理由

夏季における職員の心身の健康の維持および増進ならびに職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方を一層推進する観点から、夏季休暇の取得期間を拡大するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか2条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、夏季における心身の健康の維持および増進等の理由により休暇を願い出たときに特別休暇を与えることができる期間を6月から10月までに拡大することとします。

ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

イ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）

ウ 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の<u>7月から9月までの</u>期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第19条以下 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1の年の<u>6月から10月までの</u>期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第19条以下 省略</p>

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第18条 省略 第19条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1年の <u>7月から9月までの</u> 期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。	第1条～第18条 省略 第19条 任命権者は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出たときは、1年の <u>6月から10月までの</u> 期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。
第20条以下 省略	第20条以下 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 本部長は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出したときは、1年の<u>7月から9月までの</u>期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第19条以下 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 本部長は、職員（再任用短時間勤務職員等のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）が夏季における心身の健康の維持および増進その他の人事委員会規則で定める理由により休暇を願い出したときは、1年の<u>6月から10月までの</u>期間内において6日を超えない範囲内で、人事委員会規則の定めるところにより、特別休暇を与えることができる。</p> <p>第19条以下 省略</p>